

「いわて地球環境にやさしい事業所」認定事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。）を防止するための施策の推進を図るため、二酸化炭素の排出（事業活動に伴って発生する二酸化炭素を大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。）の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定（以下「認定」という。）し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とする。

(対象事業所)

第2 「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定を申請することができる事業者は、岩手県内に事業所を有し、事業活動を行っている者とする。

(認定の基準)

第3 認定の基準は、次のとおりとする。

認定区分	基準
★	次の基準全てに該当していること。 (1) 二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な計画・取組を行っていること。(電力、重油、ガス、自動車燃料等エネルギーの使用量削減に向けた計画・取組) (2) 従業員の通勤用マイカー利用による二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な取組を行っていること。(ノーマイカーデーの実施、マイカー通勤自粛の啓発、エコドライブ徹底の啓発などの取組) (3) エコスタッフ*が常駐していること。 ※①「地球温暖化一般」と具体的に二酸化炭素排出量削減ができるように、省エネのポイント、環境マネジメントシステム、ESCO等設備改善の手法、通勤対策など「二酸化炭素排出削減の取組」に関する話題を中心とした「エコスタッフ養成セミナー」を受講した者 ②環境社会検定試験（eco検定）合格者であって1年以上事業所の環境活動に従事している者 ③環境省認定制度脱炭素アドバイザーの資格を取得している者
★★	上記★に加えて、環境マネジメントシステムを保有していること。
★★★	上記★★に加えて、ISO14001、IES（いわて環境マネジメントシステム）、エコアクション21及びグリーン経営などの認証を取得していること。
★★★★	上記★★★に加えて、二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な取組の成果が認められること。(電力、重油、ガス、自動車燃料等エネルギーの使用量削減への取組成果)

(認定の申請)

第4 認定を申請しようとする事業者は、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定申請書（様式1）を所管区域の広域振興局（以下「広域振興局」という。）に提出するものとする。

(認定)

第5 広域振興局は、申請書を受領したときは、その内容が上記第3に記載する基準に該当するかどうかを審査し、該当すると認められ、かつ、不誠実な行為がないと認められる場合は、「いわて地

球環境にやさしい事業所」として認定するものとする。

(認定書の交付)

第6 広域振興局は、「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定した場合は、事業者に対し、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定書(様式2)を交付するものとする。

(認定マークの使用)

第7 「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定された事業者は、別に定める認定マークを名刺や印刷物などに刷り込んで使用することができるものとする。

(認定の有効期間)

第8 認定の有効期間は、認定の日から起算して3年3箇月を超えない範囲内で広域振興局が定める期間とする。

ただし、有効期間内において、上記第3に基づく認定区分を変更するために申請を行い、認定された場合は、従前の認定の有効期間は、当該認定区分を変更する認定の日の前日に満了したものとみなす。

(認定事項の変更)

第9 認定された事業者は、認定内容(事業所名、所在地等)に変更があった場合は、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定内容変更届(様式3)により速やかに広域振興局に届けなければならない。

(認定の抹消)

第10 広域振興局は、認定した事業者が上記第3の基準に該当しなくなったとき又は不誠実な行為があると認められる場合は、認定を抹消することがある。

(取組状況の調査)

第11 広域振興局は、認定の審査時及び認定有効期間中において必要があると認められる場合は、取組状況調査及び現地調査等調査することができる。

(広報)

第12 岩手県環境生活部及び広域振興局は、認定した事業者名及び取組状況等を、広く県民に広報するものとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年10月12日から施行する。

(東北地方太平洋沖地震及び津波災害に伴う特例措置)

2 平成23年度内に有効期間が終了する事業者については、上記第8の規定中「3年間」とあるのは、「4年間」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(有効期間に関する経過措置)

2 令和 3 年 4 月 1 日において現に受けている認定の有効期間は、認定の日から起算して 3 年を経過した日の属する月の末日までとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

(様式1)

「いわて地球環境にやさしい事業所」認定（新規・更新）申請書

年 月 日

岩手県知事 様

申請者
住 所

氏 名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策を積極的に取組むことを目的とし、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定事業実施要領第4第1項の規定により、事業所の認定を下記のとおり申請します。

記

事業所の所在地	〒 ー 岩手県 ー 市
事業所の名称	
事業所の概要	
過去における二酸化炭素の排出状況及び今年度排出計画	別添「付表2-1」のとおり
二酸化炭素の排出を抑制するための具体的な取組内容	
通勤対策の具体的な取組内容	
エコスタッフの氏名	(氏名) (エコスタッフ養成セミナー修了者番号) ー
環境マネジメントシステムの状況	(保有しているマネジメントシステム要綱等の写しを添付してください。)
ISO14001、IES、エコアクション 21 などの認証取得状況	(認証登録書の写しを添付してください。)
担当者の所属、職名及び氏名	(所属) (職名) (氏名)
連絡先	(電話) (FAX) (E-mail)

※表の大きさは、適宜変更して構いません。

(様式2)

認定マーク
の挿入

いわて地球環境に やさしい事業所 認定書

認定番号 ○○—○○○○○

認定区分 ☆☆☆☆

事業所名

事業所の所在地

認定期間 年 月 日から
年 月 日まで

上記のとおり 「いわて地球環境にやさしい事業所」 認定事業実施要領第5の規定により 認定します

年 月 日

岩手県知事

印

(様式3)

「いわて地球環境にやさしい事業所」認定内容変更届

年 月 日

岩手県知事 様

届出者
住 所

氏 名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

先に「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定された内容に変更があつたので、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定事業実施要領第9の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

認定番号	
変更事項	
変更内容	(変更前) (変更後)
変更理由	
変更年月日	
担当者の所属、職名 及び氏名	(所属) (職名) (氏名)
連絡先	(電話) (FAX) (E-mail)

※変更の内容が分かる書類を添付すること